# (別記様式第1号)

| 当初計画作成年度 | 平成22年度 |
|----------|--------|
| 計画更新年度   | 平成25年度 |
| 計画変更年度   | 平成26年度 |
| 計画更新年度   | 平成28年度 |
| 計画更新年度   | 令和元年度  |
| 計画更新年度   | 令和4年度  |
| 計画主体     | 大阪府和泉市 |

# 和泉市鳥獸被害防止計画

(令和4年度 ~ 令和6年度)

# <連絡先>

担 当 部 署 名 産業振興室農林担当

所 在 地 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

電 話 番 号 0725-99-8125

F A X 番 号 0725-43-8788

メールアドレス nourinka@city.osaka-izumi.lg.jp

#### はじめに

本市では、水稲、花き、野菜、果樹など、多様な営農活動が行われており、 特に南部地域では、温州みかんを中心とした柑橘類の栽培が盛んである。

また、本市の面積の約3分の1は森林区域で、山地災害の防止や環境の保全等の多様な機能を有しており、原木しいたけやたけのこ等の林産物も生産されている。

しかし、近年、イノシシ・カラス・アライグマを中心とした鳥獣による農作物・林産物等(以下「農作物等」という。)の被害が激増し、これらの農林業経営に多大な被害をもたらし、放置できない状況となってきた。

農林業者(以下「農家等」という。)においては、防護柵の設置や追い払い活動等の対策を講じて、自衛を行ってきたものの、農林業を取り巻く環境が悪化するなか、年々増加する鳥獣被害は、個人で解決できる問題ではなくなってきた。そのような状況の下、広域的な被害対策を講じる必要があったため、市では、平成22年度に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条に基づき、被害防止計画を策定し、地域協議会の下、計画的、総合的な鳥獣被害対策を講じてきた。

前回計画更新計画は、令和3年度を目標年度としていたものであり、計画期間の取り組みは、一定の成果を上げていると考えている。しかしながら、現在も鳥獣による被害は依然として発生しており、今後も対策を講じていく必要がある。

ついては、令和6年度を目標とした被害防止計画を策定し、着実に鳥獣被害対策に取り組むものとする。

# 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| 対象鳥獣 | イノシシ、カラス、アライグマ、シカ |  |
|------|-------------------|--|
| 計画期間 | 令和4年度 ~ 令和6年度     |  |
| 対象地域 | 和泉市(全域)           |  |

# 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

#### (1)被害の現状(令和3年度)

| 自戦の孫叛     | 被害の現状   |                      |  |
|-----------|---------|----------------------|--|
| 鳥獣の種類<br> | 品目      | 被害数値                 |  |
| イノシシ      | 野菜類、果樹等 | 面積: 93a<br>金額:2001千円 |  |
| カラス       | 野菜類、果樹等 |                      |  |
| アライグマ     | 野菜類、果樹等 | 面積: 35a<br>金額:4154千円 |  |
| シカ        |         | 面積: 0a<br>金額: 0千円    |  |

#### (2)被害の傾向

イノシシは、令和3年度では豚熱によるイノシシ死亡が報告されており、 令和3年度イノシシの有害捕獲実績は35頭と例年になく著しく減少した が、依然として山間部では野菜類や果樹等の被害が報告されている。

カラスによる被害は野菜類や果樹等の被害が多く発生しているほか、市街地での被害報告も年々増加傾向にある。平成29年度より、猟友会による捕獲活動を年2回から年3回以上に増やし、平野部においても捕獲活動を実施するなど被害防止活動を強化した。

アライグマは、市内全域で生息が確認されており、その捕獲数は令和2年度に337頭と過去最高となった。野菜類や果樹等の食害が多数発生しているほか、民家に侵入するなどの生活環境被害も増加傾向にある。

シカは、現時点では和泉市域での農作物被害は報告されていないが、泉州 地域での目撃情報が増えてきた。

#### (3)被害の軽減目標

| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |            |            |
|---------------------------------------|------------|------------|
| 指標                                    | 現状値(令和3年度) | 目標値(令和6年度) |
| イノシシ被害面積                              | 93a        | 65a        |
| イノシシ被害金額                              | 2001 千円    | 1400 千円    |
| カラス被害面積                               | 40a        | 28a        |
| カラス被害金額                               | 855 千円     | 600 千円     |

| アライグマ被害面積 | 35a     | 25a     |
|-----------|---------|---------|
| アライグマ被害金額 | 4154 千円 | 2900 千円 |
| シカ被害面積    | 0a      | 0a      |
| シカ被害金額    | 0 千円    | 0 千円    |

# (4) 従来講じてきた被害防止対策

| (4) 従                          | 来講じてきた被害防止対策  |   |
|--------------------------------|---|---|
|                                | 従来講じてきた被害防止対策   | 課題  |
| 捕獲等に関する取組                      | 【イノシシ】<br>大阪府猟友会和泉支部に有害<br>鳥獣捕獲処理業務を委託し、銃器<br>及び捕獲檻等による捕獲を実施。   |   |
|                                | 【カラス】<br>上記委託契約に基づき、年3回<br>以上、銃器による捕獲を実施。<br>【アライグマ】<br>農家等へ捕獲檻の貸し出し、捕<br>獲した農家等へ報償金を交付。  | 地域においてもカラス被害に関する市民報告が増加している。  |
| 防の等す取細置関                       | 令和3年度は国庫補助金を活用<br>し、坪井団地地区においてイノシ<br>シ用侵入防止柵を設置した。<br>(総延長距離:2,200m、<br>受益面積:5.7ha)<br>市単独事業を活用し、令和元~<br>3年の3か年に渡り、イノシシ用<br>侵入防止柵の原材料を支給。<br>(総延長距離:3,327m<br>受益面積:9.27 ha) | 平成22年度からの柵設置で、被害農地の対策を講じているが、今後、未設置農地へ集中的な被害及び既存設置地の更新に関する問題が懸念される。 |
| 生 息 環<br>境 管 理<br>そ の 他<br>の取組 | した鳥獣被害対策指導人材育成  | っているため、荒廃地の適正管理   |

#### (5) 今後の取組方針

従来講じてきた上記被害対策に加え、以下の対策を総合的に講じることにより、鳥獣害に強い地域づくりに取り組むとともに、被害軽減を推進する。

- ・有害鳥獣対策協議会において、地域と一体となった被害防除体制の強化に 努める。
- ・国庫及び府交付金事業を活用し、ソフト、ハード両面において対策を推進するとともに、市の支援施策を継続する。特にICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)を活用するなど捕獲檻・わなの管理負担の軽減に努めていく。
- 捕獲と防護を組み合わせることで被害防止対策を推進する。
- ・隣接自治体や大阪府猟友会と連携した捕獲体制の確立をめざす。
- 捕獲従事者の増員を図る。
- ・餌場や棲家となる環境を作らないよう、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地 等の解消に取り組む

#### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1)対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、カラス、シカについては、猟友会和泉支部へ委託し有害鳥獣捕獲を実施する。また、猟友会と地元農家等との連携等の強化を図ることで担い手を育成・確保し、将来的にも安定した捕獲体制を構築していく。

アライグマについては、広く農家等に捕獲檻を貸し出し、捕獲体制を強化する。また、市は、捕獲した農家等へ捕獲協力報償金を継続することで、農家等による捕獲活動を促進させる。

## (2) その他捕獲に関する取組

| 年度                  | 対象鳥獣   | 取組内容  |
|---------------------|--------|---|
|                     | イノシシシカ | ・国、府の事業を活用し、捕獲機材の増設を図るとともに、捕獲者へ補助金を交付することで、更なる捕獲頭数の増加を図る。   |
| 令和4年度<br>~<br>令和6年度 | ~      | <ul><li>・同時期の捕獲活動を実施するなど近隣市町村との連携を図る。</li><li>・国、市の事業を活用した捕獲檻の設置など住宅地周辺における捕獲対策を検討する。</li></ul>   |
| 10 180 172          | アライグマ  | <ul><li>・R2年度より市委託業者による運搬措置事業を実施。</li><li>・捕獲協力報償金制度を継続し、近隣自治体との広域的な捕獲対策について検討する。</li><li>・国事業を活用し、捕獲檻の増設を行い、繁忙期の在庫不足の解消に努める。</li></ul> |

# (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

大阪府鳥獣保護事業計画や第二種鳥獣管理計画を踏まえ、適切な捕獲を実施していく。

#### イノシシ

捕獲実績の最大頭数等を踏まえ、被害軽減目標に必要な有害鳥獣捕獲による捕獲を実施する。

【捕獲実績】 R1 89頭、R2 162頭、R3 35頭

# ・カラス

大阪府鳥獣保護事業計画に基づき、捕獲実績及び被害軽減目標を踏まえた 捕獲を適正な捕獲を実施する。

【捕獲実績】 R1 34羽、R2 32羽、R3 38羽

# ・アライグマ

大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、農家等へ年間通して捕獲檻を貸し出し、捕獲実績及び被害軽減目標を踏まえた捕獲を実施する。

【捕獲実績】 R1 251頭、R2 337頭、R3 267頭

#### シカ

令和3年度までは、和泉市域でのシカの捕獲実績は無いが、今後農作物や林産物被害が懸念されることから、令和4年度~令和6年度の目標頭数を10頭とする。

| 対象鳥獣  | 捕獲計画数等 |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
|       | 令和4年度  | 令和5年度 | 令和6年度 |
| イノシシ  | 250頭   | 250頭  | 250頭  |
| カラス   | 100羽   | 100羽  | 100羽  |
| アライグマ | 400頭   | 400頭  | 400頭  |
| シカ    | 10頭    | 10頭   | 10頭   |

※アライグマ捕獲計画数は、大阪府アライグマ防除実施計画と市有害鳥獣 捕獲許可によるアライグマ捕獲数の合計を記載。

#### 捕獲等の取組内容

# ・イノシシ

山林及び山林隣接農地を中心に、年間通して柵、捕獲檻、銃器等により 捕獲を実施している。

#### ・カラス

住宅を避けた平野部や農地周辺を中心に捕獲を実施し、生活被害や農作物被害の減少を目指す。令和2年度より捕獲檻を使用した捕獲を実施。 年3回以上、銃器による捕獲を実施する。

# ・アライグマ

捕獲檻の増設、捕獲した農家等へ捕獲協力報償金を交付することで、捕獲活動を促進する。市が、農家等へ捕獲檻を貸し出しすることにより、年間通して、捕獲を実施する。

# ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型野生獣において、近距離でのくくり罠の止めさしが危険をともなうと 判断される場合に限り、周囲状況の安全確認の上実施することがある。

#### (4) 許可権限委譲事項

| 対象地域      | 対 象 鳥 獣                   |
|-----------|---------------------------|
| 和泉市       | 対象狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、 |
| (平成19年4月権 | カワラバト(ドバト)、ニホンザル、イタチ(メス)  |
| 限委譲済み)    |                           |

# 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

# (1)侵入防止柵の整備計画

| <b>北岳白</b> 縣 |              | 整備内容         |              |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 対象鳥獣         | 令和4年度        | 令和5年度        | 令和6年度        |
|              | 市WM柵         | 市WM柵         | 市WM柵         |
| イノシシ         | 延長 1000m     | 延長 1000m     | 延長 1000m     |
|              | (受益面積 1.4ha) | (受益面積 1.4ha) | (受益面積 1.4ha) |

## (2)侵入防止柵の管理等に関する取組

| <b>社会自</b> 辩 |              | 取組 内容        |              |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 対象鳥獣         | 令和4年度        | 令和5年度        | 令和6年度        |
|              | 柵管理(R3 年度国庫  | 柵管理(R3 年度国   | 柵管理(R3 年度国庫  |
| イノシシ         | 補助金で購入)      | 庫補助金で購入)     | 補助金で購入)      |
|              | 延長 2200m     | 延長 2200m     | 延長 2200m     |
|              | (受益面積 5.7ha) | (受益面積 5.7ha) | (受益面積 5.7ha) |

# 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

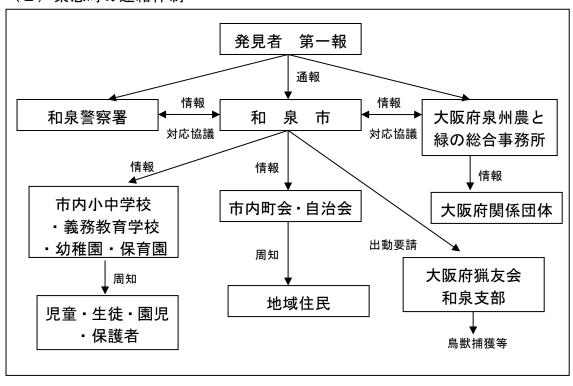
| 年度          | 対象鳥獣       | 取 組 内 容  |
|-------------|------------|--|
| 令和 4 年<br>~ | イノシシ<br>シカ | <ul><li>・侵入防止柵設置者へ管理方法を周知するとともに定期的な管理を実施するよう啓発を行う。</li><li>・山林、原野化した樹園地の適正な管理を推進する。</li><li>・被害防止に関する講習会開催など普及啓発を図る。</li></ul> |
| 令和6年        | カラス        | ・被害防止に関する講習会開催など啓発普及を図る。   |
|             | アライグマ      | ・被害防止に関する講習会開催など啓発普及を図る。   |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

# (1)関係機関等の役割

| 関係機関の名称                    | 役 割                         |
|----------------------------|-----------------------------|
| 和泉警察署                      | 住民の安全確保等に関する事               |
| 市内小中学校、義務教育学校、幼<br>稚園、保育園等 | 児童、生徒、園児への周知に関する事           |
| 市内町会・自治会                   | 地域住民への周知に関する事               |
| 大阪府猟友会和泉支部                 | 対象鳥獣の捕獲等に関する事               |
| 大阪府泉州農と緑の総合事務所             | 府関係機関等への情報連絡及び対応協議<br>に関する事 |
| 和泉市                        | 総合的な対処及び関係機関等との調整に<br>関する事  |

# (2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、現在のところ捕獲物は自家消費を原則としている が、他の処理方法についても検討を必要とする。

シカについては、現在のところ捕獲実績はないが、イノシシと同様に自家 消費を予定している。

カラスについては、散弾銃による捕獲後、市施設において焼却処分を行う。 アライグマについては、市委託業者による安楽死措置を行った後、市施設 において焼却処分を行う。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| ( · / ) 1111 JZ (1 C O / C Mg                    |                   |  |  |
|--|-------------------|--|--|
| 食品   | 現時点では、目標は設定していない。 |  |  |
| ペットフード   | 現時点では、目標は設定していない。 |  |  |
| 皮革   | 現時点では、目標は設定していない。 |  |  |
| その他<br>(油脂、骨製品、角<br>製品、動物園等で<br>のと体給餌、学術<br>研究等) | 現時点では、目標は設定していない。 |  |  |

# (2) 処理加工施設の取組

現時点では、該当はない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現時点では、該当はない。

# 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

#### (1)協議会に関する事項

| 協議会の名称         | 和泉市有害鳥獣対策協議会       |
|----------------|--------------------|
| 構成機関の名称        | 役 割                |
| いずみの農業協同組合     | 農作物等被害状況に関する事、営農指導 |
| 大阪府農業共済組合南部支所  | 農作物等被害状況の確認、対策支援   |
| 大阪府猟友会和泉支部     | 有害鳥獣捕獲駆除、狩猟者の育成    |
| 和泉市            | 情報提供、助言、協議会事務局     |
| 大阪府泉州農と緑の総合事務所 | 情報提供、指導助言          |

# (2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称     | 役 割          |
|-------------|--------------|
| 和泉市農業委員会    | 農地の耕作状況の確認   |
| 大阪府森林組合     | 林業被害の確認、対策支援 |
| 光明池土地改良区    | 被害対策の普及啓発    |
| 和泉市軽部池土地改良区 | 被害対策の普及啓発    |
| 和泉市仏並土地改良区  | 被害対策の普及啓発    |
| 和泉市横山土地改良区  | 被害対策の普及啓発    |
| 大阪府動物愛護畜産課  | 情報提供、指導助言    |

# (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現時点では、鳥獣被害対策実施隊は結成していない。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣の鳥獣被害防止対策協議会との情報交換等、連携を密にし、効率的かつ効果的な被害防止施策を推進する。

#### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農作物等の被害軽減のためには、防護、捕獲、地域環境整備が重要である。 和泉市有害鳥獣対策協議会が中心となり、効果的な防護柵の設置や猟友会 による捕獲活動を推進するとともに、防護柵の適正な維持管理や狩猟免許取 得による捕獲など、農家等の自衛活動を促進・支援していく。

また、地域住民一人一人の被害対策への意識を高め、耕作放棄地の解消、餌場や隠れ家、棲家の除去などに地域全体で取り組めるよう推進していく。